

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です
(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。(時効は5年間)



国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)**相当分が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。
※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**

	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
11月出産の例							

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。
令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・軽減対象期間

- 保険税を再計算し納めすぎになった場合、保険税は還付されます。

届出に必要な持ち物

- ① 出産予定日(出産日)と多胎妊娠の場合はその事実が確認できる母子手帳等の書類
※出産後に届出される場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要な場合があります。
- ② 世帯主および出産被保険者のマイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード等)
- ③ 届出される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ④ 委任状(別世帯の方が届出される場合)



届出先

久万高原町役場1階 住民課 国保年金班②番窓口 ☎0892-21-1111
(役場各支所での受付も可)